



# 総務省

特集

平成26年 (2014年)

## 全国消費実態調査

—みんなの家計簿で、消費の未来を描きます—

MIC FOCUS

### 「電子決裁推進のための アクションプラン」が策定されました

地方のかがやき

未来をはぐくむまちづくり

わか さ ちょう  
鳥取県若桜町



# 総務省の今。

本誌では、総務省が発表した調査結果に関するさまざまなデータや最新のトピックスなどを紹介していきます。

くらしの中に  
総務省

8月号  
2014 August Vol.164



## 総務省

### 子ども霞が関見学デー

開催時期

平成26年8月6日(水)~7日(木)

受付場所

中央合同庁舎第2号館1階ロビー

#### [イベント内容]

- 平和祈念展示資料館ってどんなところだろう?
- ぼくのわたしの行政相談(ぎょうせいそうだん)
- 言葉の壁を越える!音声技術の数々を体験しよう!
- 電子辞書で英語の発音を採点してみよう
- プログラミングを体験:ゲームを作ろう!
- 『なるほど統計学園』に体験入学しよう!
- デンパってなあに?~デンパの大切さを感じてみよう!  
今年のテーマはウルトラマン
- チャレンジ・ザ・ファイヤーファイター

総務省では、情報通信、行政相談、統計、消防など身近で幅広い仕事を紹介するため、パソコン・タブレットなど最新の電子機器を用いた体験学習や、クイズ、消防車の展示など様々な内容で皆さまをお待ちしています。  
お気軽にお越しください。



フルサトドン

総務省の色々なイベントに参加して  
僕たちのスタンプを集めてね!  
8種類集めると何かが起こる!?

ササエルサウルス

ツナゲルトプス

タスケルサウルス

ミマモルサウルス

日本を支えるダイナソーム。5つの力で日本を元気にしているよ。

(ダイナソームは、総務省子どもパンフレットのキャラクターです。)

## ピックアップ TOPICS

### 子ども霞が関見学デーが開催されます

「子ども霞が関見学デー」は、霞が関の府省庁等が連携し、業務説明や省内見学などを行うことにより、親子のふれあいを深め、子どもたちが広く社会を知る体験活動や省内外見学などを行うとともに、国の施策に対する理解を深めてもらうことを目的として実施しているものです。

## 2 ピックアップ TOPICS

子ども霞が関見学デーが開催されます

## 4

特集

平成26年(2014年)

## 全国消費実態調査

—みんなの家計簿で、消費の未来を描きます—

## 10

MIC FOCUS

「電子決裁推進のためのアクションプラン」が策定されました

## 12

MIC NEWS 01

平成27年国勢調査標語・ポスター図案募集のお知らせ

## 14

MIC NEWS 02

デジアナ変換サービスの終了について

## 16

MIC NEWS 03

平成25年度 政策評価の実施状況

## 18

MIC NEWS 04

「第46回世界情報社会・電気通信日のつどい」記念式典が行われました

## 20

地方のかがやき

未来をはぐくむまちづくり

わかさちょう

## 鳥取県 若桜町

全国消費実態調査とは？

調査のしくみ

調査の対象・結果の利用

## 全国消費実態調査とは？



全国消費実態調査は、国民の暮らし向きを家計の面から総合的にとらえ、我が国の所得、消費及び資産の水準や構造を明らかにすることを目的とし、「統計法」という法律に基づいた基幹統計調査として実施します。この調査は昭和34年から5年ごとに行われ、今回が12回目に当たります。

なるほど…



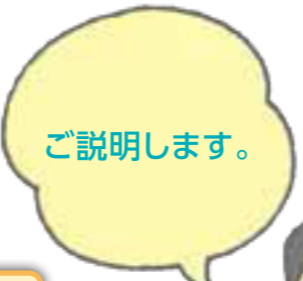
# 平成26年 (2014年) 全国消費実態調査

— みんなの家計簿で、消費の未来を描きます —

全国消費実態調査は、我が国の家計の現状とその推移を所得・消費・資産の3つの面から、全国及び地域別に明らかにすることを目的としています。  
平成26年9月から11月の間、調査を実施いたしますので、調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

## 今回調査の特徴について

今回の調査では、少子高齢化の進展等の社会・経済状況の変化を踏まえ、介護や育児と家計との関係をより詳細に明らかにすることをねらいとしています。また、最近では東日本大震災を始めとする大規模な自然災害の発生が多くなっており、自然災害という外的要因が家計へ与えた影響についても把握することとしています。



### 調査の期日

調査は平成26年9月、10月及び11月の3か月間行います。

### 調査世帯数

全国の世帯から選定した約56,000世帯で調査します。

### 集計

世帯属性ごとの家計収支や家計資産の状況などを全国、地域別に集計します。

### 結果の公表

調査の結果は、平成27年夏ごろから、統計局ホームページ、報告書などにより、順次公表していく予定です。

### 結果の利用

全国消費実態調査の結果は、年金や介護などの社会保障政策の検討における重要な基礎資料として利用されるだけでなく、地方公共団体の福祉行政など地域社会に密着した行政施策の基礎資料として利用されています。

特集 平成26年 全国消費実態調査の実施について

全国消費実態調査とは？

調査のしくみ

調査の対象・結果の利用

## 調査員の役割について

統計調査員は、調査対象の方々を訪問し、調査票の記入依頼や調査票の回収・確認といった統計調査の仕事の中でも基本的で重要な部分を受け持っています。全国消費実態調査の調査員は、市区町村長の推薦に基づいて、都道府県知事が任命した非常勤の地方公務員です。調査員には、「調査員証」が交付され、必ず携帯しています。



## ご記入いただく調査票は4種類です。



### 1. 世帯票

家族構成、家族の年齢、就業状況、職業、現在住んでいる住居及び土地、現住居以外の住宅及び土地などについて、9月1日(単身世帯は10月1日)現在で記入します。



### 2. 家計簿

日々の収入、支出、預貯金の出し入れなどについて、9月から11月までの3か月間(単身世帯は10月と11月の2か月間)記入します。



### 3. 耐久財等調査票

耐久消費財の所有数及び取得期間などについて、10月末日現在で記入します。



### 4. 年収・貯蓄等調査票

年間収入、貯蓄・負債の状況について、11月末日現在で記入します。



# 調査のしくみ

このように行われます。



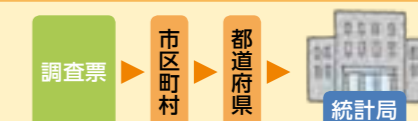
1. 調査員が全国の約56,000世帯に調査票(家計簿など)の記入をお願いに伺います。



2. 記入していただいた調査票は、調査員が回収に伺います。インターネットでも回答できます。



3. 集められた調査票は、市区町村へ提出された後、都道府県へ送られ、最終的に総務省統計局に送られます。



4. 調査票に記入された内容は、コンピュータによって集計され、様々な統計表が出来上がります。



5. 集計結果はテレビ・新聞などで発表されるほか、インターネットでもご覧いただけます。



特集 平成26年 全国消費実態調査の実施について

全国消費実態調査とは？

調査のしくみ

調査の対象・結果の利用



## 調査結果の利用

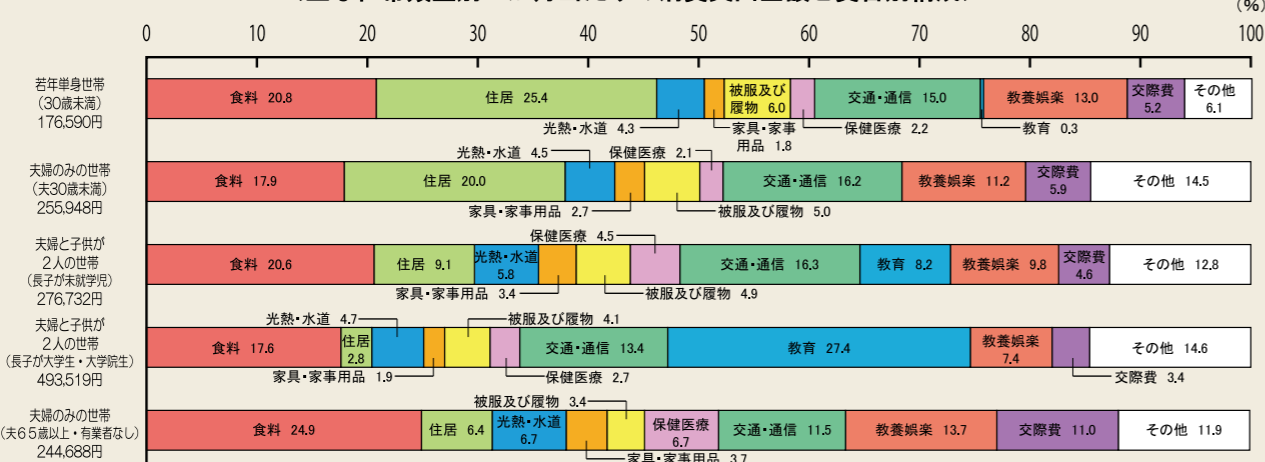
例えば、高齢者への年金給付額を検討する際、高齢者の消費支出はどれくらいなのかを把握する必要があります。一方、現役世代の保険料負担額を検討する際にも、消費状況の把握が必要です、そのため、年金制度についての検討資料として、厚生労働省では、全国消費実態調査の結果を用いています。また、OECD（経済協力開発機構）の基準による国際比較可能な所得格差の集計や、家賃負担や住宅ローン返済の実態の把握など、様々な場面で利用されています。

## 平成21年全国消費実態調査の結果より

1世帯当たりの消費支出をみると、世帯が1か月に支出する各費目の割合は、親からの独立、結婚、子育て、退職といった出来事を境に各費目の割合が変化していくことがわかります。

例えば、若年単身世帯（30歳未満）や夫婦のみ世帯（夫30歳未満）では、借家住まいが多いことから住居にかかる支出の割合が高くなっており、退職後となる夫婦のみ世帯（夫65歳以上・有業者なし）では、他の世帯類型に比べて、食料、保健医療、交際費などにかかる支出の割合が高くなっています。

＜主な世帯類型別 1か月当たりの消費支出金額と費目別構成＞



全国消費実態調査の詳細は、総務省統計局ホームページでご覧いただけます。

<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/index.htm>



全国消費実態調査 検索

# 世帯はこのように選定しています。

全国約1,900市区町村の中から、一定の統計上の抽出方法によって選ばれた約56,000世帯について調査が行われます。

これらの調査世帯については、全国の調査市区町村を約100世帯ごとの地域に区切った上で、まず調査地域を、次いで調査世帯をそれぞれ一定の統計上の抽出方法によって選定しています。

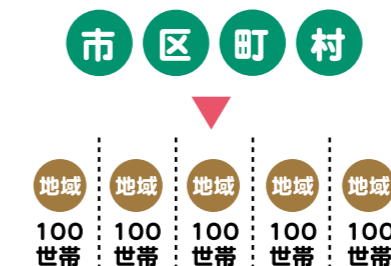
### 第1段階

全国約1,900市区町村から、約1,200市区町村を選定します。



### 第2段階

調査市区町村を、約100世帯ごとの地域に区切り、その中から調査地域を選定します。



### 第3段階

調査地域の中から、全国で約56,000世帯の調査世帯を選定し、各世帯に調査票の記入をお願いします。



## 個人情報保護、報告の義務について

全国消費実態調査は「統計法」という法律に基づいて行われる「基幹統計調査」です。この法律には、報告の義務、調査に携わる者の守秘義務、調査票情報の適正な管理などが規定され、罰則も定められています。また、提出いただく調査票は、統計の作成後、溶解処分するなど、秘密の保護には万全を期しています。

アクションプランの内容(概要)

	平成26年度	平成27年度
各府省	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 決裁に係る定め等の見直し                     <ul style="list-style-type: none"> <li>● 電子決裁の原則化</li> <li>● 電子決裁困難案件の明確化</li> <li>● 決裁簿の完全電子化</li> </ul> </li> <li>● 決裁業務・決裁ルートの見直し                     <ul style="list-style-type: none"> <li>● 決裁者の限定、合議の省略等</li> <li>● 同報機能、並行決裁機能の活用</li> <li>● 決裁ルートの点検・見直し</li> </ul> </li> <li>● 各部局における集中的取組                     <ul style="list-style-type: none"> <li>● 低調な部局、地方支分部局等に対する徹底的な指導、研修等の実施</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 取組実績を踏まえた改善                     <ul style="list-style-type: none"> <li>特に、各府省の低調な部局、地方支分部局等に対する集中的な指導・研修を引き続き実施</li> <li>● 総務省「情報システム統一研修」の活用や各府省独自研修も計画的に実施</li> </ul> </li> </ul>
実績把握・公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 25年度実績</li> <li>● 26年度上半期実績</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 26年度実績</li> <li>● 27年度上半期実績</li> <li>● 27年度実績</li> </ul>
総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 職員への研修等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>● 操作マニュアルの改定</li> <li>● FAQの提供等ヘルプデスク機能の充実化</li> <li>● 情報システム統一研修の実施(地方支分部局向けも実施)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 操作マニュアル、ヘルプデスク機能、研修内容のさらなる充実化</li> <li>● システムの改善等</li> </ul>

# 「電子決裁推進のためのアクションプラン」が策定されました。

平成26年4月25日、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定)を踏まえ、「電子決裁推進のためのアクションプラン」が各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議において決定されました。

各府省は、今後、本アクションプランに基づき、電子決裁推進の取組を着実に実施していくことになっています。



## 1 決裁に係るルールの見直し

- **決裁に係る定め等の見直し(各府省):平成26年7月まで**
  - 各府省の行政文書取扱規則等について、一元的な文書管理システム\*(以下「文書管理システム」という。)等を利用した電子決裁を原則化し、電子決裁が困難な案件を明確化すること
    - ▶ 一元的な文書管理システムとは?
      - 公文書管理法等に沿って、行政文書の取得・作成、起案、決裁、施行、保存及び移管・廃棄に係る業務を処理するシステムであり、総務省行政管理局で整備・運用しているものです。
- **決裁簿の完全電子化(各府省):平成26年9月まで**
  - 全ての決裁処理について、その記録を管理する帳簿への登録事務を電子的に実施すること

## 2 普及・定着のための取組

- **電子決裁の推進に向けた各部局における集中的取組(各府省)**
  - 部局長等の取組
    - 部局長自ら率先して電子決裁を行うこと
    - 決裁電子化月間を定めるなど、電子決裁の段階的な浸透を図る工夫を講じること
    - 地方支分部局を所管する本府省内部部局は、電子決裁が低調な部局に対して個別指導等を行うこと
    - 平成27年3月の電子決裁率が概ね50%を目標とした取組に努め、また、地方支分部局を除く部局については、平成27年度下半期の電子決裁率が概ね80%を目標とした取組に努めること
  - 文書管理又は情報化推進を統括する組織の取組
    - 電子決裁が低調な部局等に対して、電子決裁を行っている案件の事例を提供し、電子決裁拡大のプロセスを具体的に定めるなどの指導を行うこと
- **職員への研修(総務省、各府省):平成26年度から**
  - 総務省が実施する各府省の職員を対象とした研修
    - 「情報システム統一研修」に文書管理システムの操作習得コースを新設すること
    - 起案者向け、決裁者向け等、職員の役割に応じた内容となるよう工夫し、地方支分部局に対するオンライン研修も実施すること
  - 各府省が実施する独自の研修
    - 府省内における電子決裁実績を踏まえ、幹部職員も含めた職員への計画的な研修を実施すること
    - 公文書管理に係る研修において、文書管理システムを用いた電子決裁の活用について指導すること
- **操作マニュアルの改訂(総務省):平成26年6月まで**
  - 現行の文書管理システムに係る操作マニュアルを全面的に見直し、利用者にとってわかりやすい、次期システムの操作マニュアルを作成すること
  - 各府省からの意見等を踏まえ、操作マニュアルの内容を逐次改善すること
- **ヘルプデスク機能の充実等(総務省):平成26年度中**
  - 文書管理システムの利用に関して、各府省からの照会に的確かつ迅速な回答が行えるよう、ヘルプデスクの体制を強化するとともに、FAQ\*を各府省に提供すること

## 3 取組のフォローアップ

- **電子決裁実績の把握・報告・公表(各府省、総務省)**
  - 各府省は、本アクションプランの施行後早期に、平成25年度分の部局等別の電子決裁率を測定し、その結果を府省内で共有し、総務省へ連絡すること
  - その後も、上半期及び下半期ごとに電子決裁率を測定し、各府省における取組状況とともに総務省に報告すること
  - 総務省は、各府省から報告された電子決裁実績及び取組状況を取りまとめ、CIO連絡会議に報告・公表すること

### 電子決裁実績(平成24年度)

府省等名	決裁件数 (うち電子決裁件数)	電子決裁率
内閣官房	6,913 (60)	0.9%
内閣法制局	1,359 (49)	3.6%
人事院	13,741 (291)	2.1%
内閣府	58,378 (6,638)	11.4%
宮内庁	3,929 (162)	4.1%
公正取引委員会	4,148 (655)	15.8%
警察庁	-	-
金融庁	8,413 (1,213)	14.4%
消費者庁	3,392 (0)	0.0%
復興庁	1,720 (0)	0.0%
総務省	190,538 (172,659)	90.6%
法務省	533,542 (2,323)	0.4%
外務省	-	-
財務省	234,119 (7,396)	3.2%
国税庁	177,840 (3,185)	1.8%
文部科学省	48,605 (3,637)	7.5%
厚生労働省	180,072 (11,348)	6.3%
農林水産省	559,694 (12,982)	2.3%
経済産業省	73,649 (4,832)	6.6%
特許庁	5,154 (113)	2.2%
国土交通省	921,922 (83,942)	9.1%
環境省	18,979 (606)	3.2%
防衛省	6,336 (5,181)	81.8%
計	3,052,443 (317,272)	10.4%

(注)平成24年度における「一元的な文書管理システム」の利用期間が3か月以上の機関について数値を計上

### 「決裁」とは?

行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認する行為であって、各府省において定める行政文書取扱規則等に基づいて起案を行い、決裁簿への登録等決裁処理の記録を管理する手続を伴うものをいいます。

### アクションプラン策定に至る経緯

「世界最先端IT国家創造宣言」では、職員のワークスタイルについて、情報のデジタル化(ペーパーレス化)の推進と生産性向上を図ることとされており、これまで紙で行っていた決裁を電子的な方法・手段で行う電子決裁に移行していくことは、意思決定の在り方の見直し等につながるとともに、行政文書の適切な管理に資するものです。

しかしながら、現状では、総決裁件数に占める電子決裁の割合は全府省全体で約1割程度(平成24年度の電子決裁率:10.4%)にとどまっております。同創造宣言の工程表(平成25年6月14日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)により、電子決裁率を平成27年度までに60%まで向上させることとなっています。

本アクションプランは、各府省において、平成27年度までに集中的に取り組みべき内容を定めています。

**MORE INFO** アクションプランの本文は、首相官邸のホームページ(各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議)を御覧ください。  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/>



趣旨

国勢調査の意義や重要性、調査の実施にはすべての人の理解と協力が必要となることなどを表現してください。

応募区分

それぞれの区分に応じ、どなたでも応募できます。

【標語】

- ①小学生部門 ②中学生部門
③一般部門(①と②以外(高校生・大学生を含む))

【ポスター図案】

- ①小学生部門 ②中学生部門

応募条件

- ①応募作品は、自作で未発表のものに限ります。
②一人何点でも応募できます。
③ポスター図案に関しては、作品が2枚以上にわたる「シリーズもの」は応募できません。

応募方法

【標語】

はがき又は電子メールで応募してください。

【ポスター図案】

郵便又は宅配便で応募してください。

ポスター図案の作成要領

- ①A2判で作成してください。
②図案の中に次の文字を入れてください。
●国勢調査 ●平成27年10月1日 ●総務省統計局
③作品の下に「センスくん」、「国勢調査の文字デザイン」などを入れるため、高さ30mmの余白を作ってください。

募集締切

平成26年9月10日(水)

(はがきの場合は消印、郵便及び宅配便の場合は受付日、電子メールの場合は送信日が、それぞれ当日のものまで有効)

著作権

入選作品の著作権は総務省に帰属し、応募作品は、返却しません。

記載事項(応募に当たっての記入必須事項)

応募の際は、次の記載事項を明記してください。

- ①郵便番号、②住所、③氏名(フリガナ)、④年齢、⑤性別、⑥職業、⑦電話番号

児童、生徒又は学生の場合は、⑧所属学校名(フリガナ)、⑨学校の郵便番号、⑩学校の住所、⑪学年を明記してください。

ポスター図案の場合は、作品の裏面に上記を記入してください。

※応募の際の個人情報、厳重に管理するとともに、入選の連絡や発表(一般部門:都道府県名、氏名 小学生・中学生部門:学校名、学年、氏名)以外に使用することはありません。

作品の審査

応募作品の審査は、統計局及び専門家を含めた選定委員が段階的に行い、特選、入選を決定します。

入選作品の発表

入選作品は、平成26年11月下旬に発表します。入選者に対して直接通知(小・中学生部門は、所属学校を通じて通知)するとともに、統計局のホームページにも掲載します。

表彰

- 【標語】(小学生部門、中学生部門、一般部門)
各部門ごとに特選1点(賞状と副賞)、入選10点(賞状と副賞)
【ポスター図案】(小学生部門、中学生部門)
各部門ごとに特選1点(賞状と副賞)、入選5点(賞状と副賞)



送付先

- 郵送又は宅配便の場合 〒162-8668 東京都新宿区若松町19-1
総務省統計局統計調査部国勢統計課
「平成27年国勢調査標語及びポスター図案 募集担当」宛
● 電子メールの場合 メールアドレス kokuseihyogo@soumu.go.jp

<お問い合わせ先: 総務省統計局統計調査部国勢統計課 TEL: 03-5273-1014(直通)>

参考 平成22年国勢調査標語及びポスター図案特選作品

図案



[小学生部門]

[中学生部門]

標語

- [小学生部門]
ぼくたちも 大事な一人 国勢調査
[中学生部門]
未来への はじめの一步は 国勢調査
[一般部門]
国勢調査は みんなで描く 日本の自画像

※ 標語は、文字数や形式にとらわれず、キャッチフレーズ的な短文でも結構です。

平成27年国勢調査標語・ポスター図案募集のお知らせ



Advertisement for the 2015 National Census Slogan and Poster Contest. It features a map of Japan with a speech bubble saying 'どなたでも応募できます' (Anyone can apply). The main text reads '平成27年国勢調査 標語・ポスター図案 作品募集!!'. Below the map, there are details about the contest, including the deadline (September 10, 2014), the submission process, and the prizes. At the bottom, there is a table with contest details and contact information for the Statistical Institute of Japan.

総務省統計局では、平成27年10月1日現在で「平成27年国勢調査」を実施します。国勢調査の結果は、国や地方公共団体における各種行政施策の基礎資料として利用されるほか、学術・研究、教育など社会・経済の幅広い分野で利用されています。この国勢調査の実施に当たり、国勢調査の意義や重要性への理解を深めていただき、すべての人の理解と協力の下に調査が正確かつ円滑に行われるよう、国勢調査に関する「標語」及び「ポスター図案」を募集します。



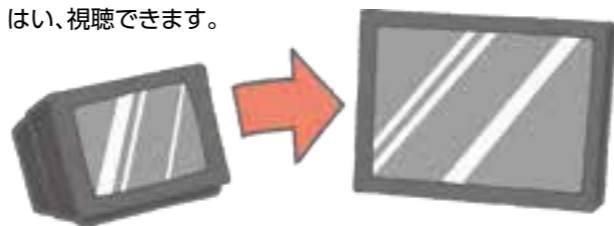
## デジアナ変換Q&A

**Q1** 地デジ対応のテレビで視聴しているが、対応は必要なのですか。

**A1.**すでに地デジ対応のテレビで視聴されている場合は、対応不要です。なお、地デジ対応のテレビで視聴されている場合でも、画面にデジアナ変換と表示されている場合があります。この場合は、リモコンを操作して「地デジ」にチャンネルを切り替えてください。

**Q2** 現在、アナログテレビで視聴していますが、地デジ対応のテレビに買い換えれば、地デジは視聴できますか。

**A2.**はい、視聴できます。



**Q3** 私の家が、ケーブルテレビに接続しているのかわからないのですが。

**A3.**画面の黒い部分に「デジアナ」と表示されていたら、ケーブルテレビに接続しています。この他、テレビアンテナを使用せずにアナログテレビで視聴されている場合や、テレビチャンネルを変更すると、新聞やテレビ番組欄が表示されないチャンネルが映る場合があります。この場合は、ケーブルテレビに接続し視聴されていると考えられます。ご確認をお願いいたします。

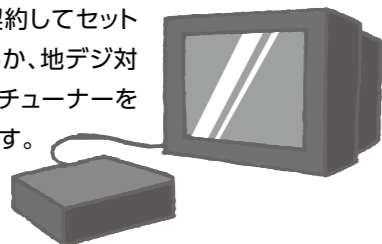
**Q4** ケーブルテレビには契約していませんが、ケーブルテレビに接続していることはありますか。

**A4.**電波障害の原因者が費用を負担して「補償」という形でケーブルテレビを利用している場合や、アパートやマンション全体にケーブルテレビが引き込まれている場合など、個人で契約はしていませんが、ケーブルテレビを通して視聴している場合があります。



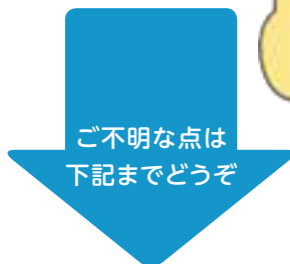
**Q5** いまあるアナログテレビを継続して使いたいのですが、どうすればいいですか。

**A5.**ケーブルテレビと契約してセットトップボックスを設置するか、地デジ対応の録画機又はデジタルチューナーを設置すれば視聴は可能です。



**Q6** 何か支援はありませんか。

**A6.**NHK放送受信料全額免除世帯については、対象世帯に1台の簡易なデジタルチューナーの給付が可能です。給付条件など詳しくは、総務省地デジチューナー支援実施センター(0570-034-037)にご連絡をお願いいたします。



デジタル受信の準備をお願いいたします。

総務省地デジコールセンター  
TEL 0570-07-0101

IP電話、ナビダイヤルが繋がらない方は  
03-4334-1111でお受けいたします。  
毎日 9:00~18:00



# デジアナ変換サービスの終了について

大切なお知らせ

デジアナ変換サービスは  
平成27年3月までに  
(2015年)  
終了します。

### ■ デジアナ変換とは

デジアナ変換とは、デジタルの電波をアナログに変換することによって、ケーブルテレビに接続されている世帯のアナログテレビでも地上デジタル放送を見られるようにするためのサービスです。

デジアナ変換は、アナログ停波に伴う受信機器の買い換え等に要する視聴者負担や廃棄・リサイクルの平準化を図る趣旨から、総務省が全国のCATV事業者に要請し、平成23年2月頃より実施いただいているもので、平成27年3月までの暫定的な措置です。

### ご自宅のテレビ、確認してみてください! [確認方法]



左図のように画面上にテロップやロゴが表示されている場合

画面上にロゴやテロップは表示されていないが、アナログテレビで視聴されている場合

この場合は「デジアナ変換」で視聴されています。

どうすればいいの?  
いずれかの対応をお願いします。

#### 対応方法 その1

地デジ対応のテレビに買い替える。

#### 対応方法 その2

地デジ対応の録画機又はデジタルチューナーをアナログテレビに接続する。

#### 対応方法 その3

ケーブルテレビと契約して専用チューナー(セットトップボックス)を接続する。





# 平成25年度

# 政策評価の実施状況

平成26年6月13日、政策評価法第19条に基づき、平成25年度における政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況について取りまとめ、国会に提出し、公表しました。今年で12回目になります。

## 評価結果の政策への反映状況

### ① 目標管理型の政策評価の反映状況

目標管理型の政策評価について、368件の評価を実施したところ、これまでの取組を引き続き推進することとしたもの250件、施策の改善・見直しを実施することとしたもの116件、施策を廃止することとしたもの1件などとなっています。

### ② 未着手・未了の事業を対象とした評価の反映状況

未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助）について、543件の評価を実施したところ、4行政機関で計14事業（総事業費約2,583億円）を休止又は中止することとしています。

■ 休止又は中止することとした事業（単位：億円）

行政機関名	件数	総事業費	残事業費
外務省	1件	195	188
厚生労働省	1件	6	2
農林水産省	2件	75	48
国土交通省	10件	2,307 (注1)	1,926
計	14件	2,583 (注1)	2,165 (注2)

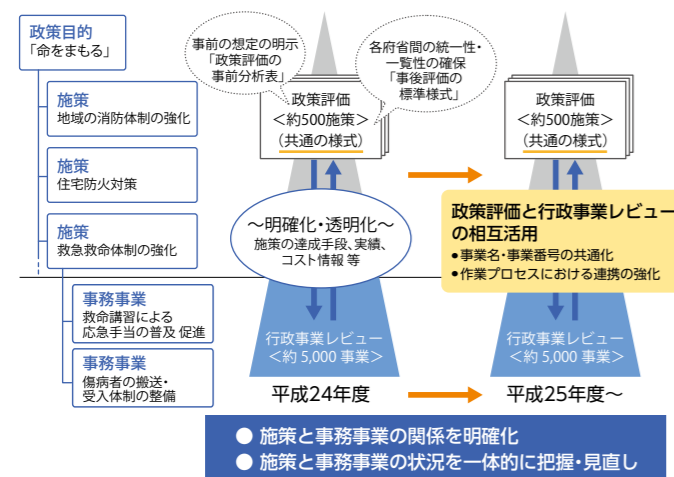
(注1) 既成区間を整備計画区間に含めた事業として一括採択したものがあため、既成区間分を含む。

(注2) 億円単位の四捨五入により、各行政機関の合計とは一致しない。

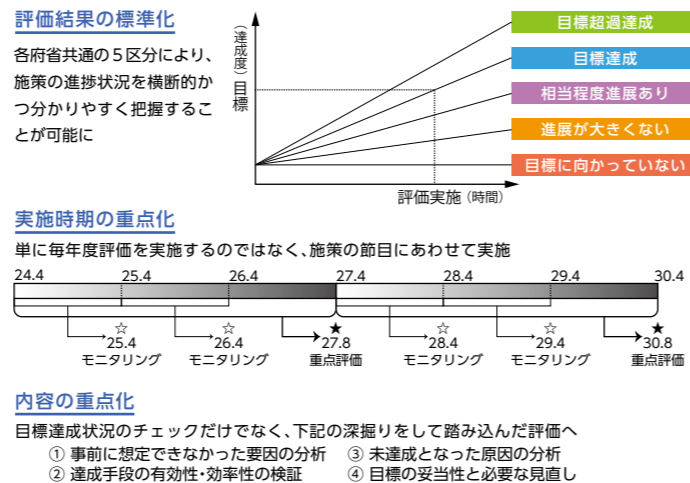
## 主要な政策に係る評価の機能強化

目標管理型の政策評価は、政府全体の政策の効果と質を高める政策インフラとしての機能を有しており、これを更に活用しやすく、分かりやすいものとしていくため、①行政事業レビューとの連携強化、②標準化・重点化、といった機能強化に取り組んでいます。

### ■ 行政事業レビューとの連携強化【25年度～】



### ■ 標準化・重点化【26年度～】



### 政策評価の仕組み

政策評価制度は、効果的、効率的な行政の実現や国民への説明責任の徹底を目指し、導入されました。各行政機関は、政策を企画立案し遂行する立場から、所管する政策について、必要性、効率性、有効性などの観点から、自ら評価を行い、結果を政策に反映・公表しています。また、総務省は、複数行政機関にまたがる政策の直接評価及び客観性担保のため各行政機関が行った評価の点検を行っています。

## 政策評価制度（法に基づく全政府的な取組）

### Mission ミッション

- 効果的、効率的な行政
- 国民への説明責任

### Vision ビジョン

- 政策の見直し・重点化、予算の縮減・効率化
- 行政への信頼、更なる政策の見直し

### Approach アプローチ

#### 各行政機関

- 所管政策について、自ら評価し、結果を政策に反映・公表

#### 総務省

- 政策評価制度に係る企画立案、推進
- 複数行政機関にまたがる政策について直接評価
- 客観性担保のため各行政機関が行った評価について点検  
[公共事業、租税特別措置等、予算編成に関連の深い評価に重点化して実施]

【評価対象】（法に基づいて義務付けられているもの）

- 主要な政策について、定期的な事後評価
- 下記5分野の事業等の事前評価  
[一定要件を満たす ①公共事業、②研究開発、③政府開発援助、④規制、⑤租税特別措置等]
- 政策決定後、5年間未着手、又は10年経過しても完了していない(未了)政策について、再評価

## 評価専担組織としての総務省における政策の評価の実施状況等

### ① 複数行政機関にまたがる政策について直接評価

#### （統一性・総合性担保評価）

平成25年度は、「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「消費者取引」及び「食育の推進」に関する評価を実施しました。このうち「ワーク・ライフ・バランスの推進」は平成25年6月に、「消費者取引」は平成26年4月に評価結果をとりまとめ、関係行政機関に勧告するとともに公表しました。「食育の推進」は引き続き実施中です。

### ② 客観性担保のため各行政機関が行った評価について点検

#### （客観性担保評価活動）

#### ○ 租税特別措置等に係る政策評価の点検

対象とした政策評価は、12行政機関225件であり、このうち

221件について課題を指摘し、補足説明等を求めたところ、40件について課題が解消されました。

#### ○ 規制の事前評価の点検

対象とした政策評価は、13行政機関117件であり、このうち54件について課題を指摘し、補足説明等を求めたところ、52件について課題が解消されました。

#### ○ 公共事業に係る政策評価の点検

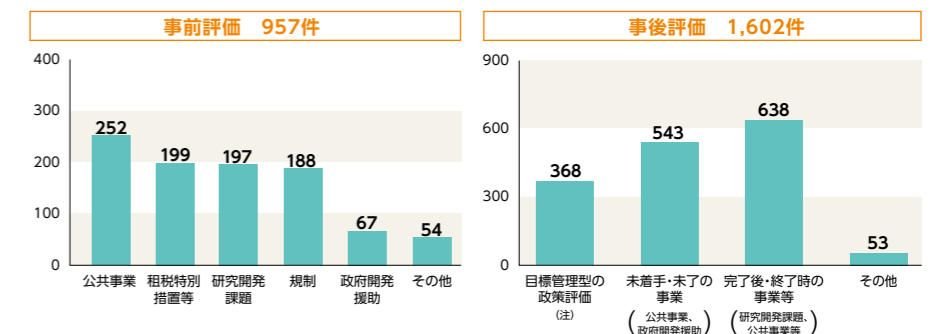
対象とした政策評価は、4行政機関の13事業区分133件であり、このうち、4行政機関の9事業区分114件について点検が終了し、11件について個別の指摘を行い、2事業区分については、事業区分ごとに共通する指摘を行いました。指摘に対し、各行政機関は修正等の対応を行っているところです。

## 各行政機関における政策評価の実施状況

平成25年度の政策評価実施件数は、2,559件でした。このうち、事前評価は957件、事後評価は1,602件でした。

(注) 目標管理型の政策評価とは

各行政機関の主要な「施策」を対象として、あらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する事後評価です。



各行政機関がホームページで公表している政策評価に関する情報を、より分かりやすく提供するため「政策評価ポータルサイト」を開設しています。  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/portal/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html) 政策評価ポータルサイト 検索



「世界情報社会・電気通信日のつどい」とは？

「世界情報社会・電気通信日のつどい」は、電気通信に関する国際連合の専門機関である国際電気通信連合 (ITU) の基礎となった最初の万国電信条約署名日 (1865年5月17日) を記念し、毎年5月17日に、一般財団法人日本ITU協会の主催 (総務省等後援) により開催される顕彰及び記念行事です。



祝辞を述べる上川総務副大臣

総務大臣賞

村野 和雄

所属: 元 株式会社 富士通研究所

【功績概要】

日本を代表する情報通信研究機関であり、欧米や中国に海外拠点を持つ富士通研究所に勤務し、社長職、会長職を歴任した。1980年代初頭より、ISDNについての研究を開始したSpecial D (次会期からのSG18 Working Party) のメンバーとして活動開始後、ICT分野の研究開発、実用化、ならびに国際標準化において指導的役割を果たし、日本のICT産業の発展に大きく貢献した。

特に、広帯域網、光アクセス網、第三代移動通信網の分野で、グローバルな視点で戦略的な標準化を指揮し、通信産業の発展に寄与すると共に、ITU等での国際標準化活動に資する技術者の育成に多大な貢献をした。

日本ITU協会賞特別賞

滝川 クリステル

所属: 株式会社 フォニックス

【功績概要】

フジテレビの報道番組等において視聴者から愛されるキャスターとして活躍される一方、WWF (世界自然保護基金) ジャパンや世界の医療団親善大使としての活躍、フランス大使館から芸術文化勲章 (シュヴァリエ) を叙勲されるなど幅広く国際貢献の一翼を担ってこられた。

また、我が国が標準化を主導するスーパーハイビジョンをはじめ、新たな放送・通信サービスの拡大が大きく期待される中、我が国の最先端情報通信技術とその活用を世界にアピールする好機である2020年東京オリンピックの招致成功は、今後の情報通信・放送産業界にとって意義深いものである。

2013年、我が国の文化・伝統の素晴らしさを世界に印象付け、招致成功に導いた「Cool Tokyo」アンバサダーとしての功績は、特筆に値するものである。

「第46回世界情報社会・電気通信日のつどい」記念式典が行われました。



受賞者とともに記念撮影する上川総務副大臣、吉崎総務審議官、阪本情報通信国際戦略局長

毎年、我が国の国際電気通信連合 (ITU) 関係活動及び情報通信分野における国際協力活動等の功績が著しい者又は団体を表彰し、その功績を称えるとともに、今後の活動を奨励するため、総務大臣賞等の賞を贈呈しています。



村野氏に総務大臣賞を贈呈する上川総務副大臣

平成26年5月16日 (金)、一般財団法人日本ITU協会の主催 (後援: 総務省、一般社団法人電波産業会、一般社団法人情報通信技術委員会) により、「第46回 世界情報社会・電気通信日のつどい」が、東京 (新宿) で開催されました。

本記念式典では、毎年、我が国の国際電気通信連合 (ITU) 関係活動及び情報通信分野における国際協力活動等の功績が著しい者又は団体を表彰し、その功績を称えるとともに、今後の活動を奨励するため、総務大臣賞等の賞を贈呈しています。

今年の総務大臣賞は、村野和雄氏 (元 株式会社富士通研究所) が受賞されました。また、滝川クリステル氏 (株式会社フォニックス) が、日本ITU協会賞特別賞を受賞されました。当日は、上川陽子総務副大臣より、受賞者の皆様に対する祝辞が述べられるとともに、総務大臣賞が贈呈されました。

また、記念式典では、合計38名の方が日本ITU協会賞を受賞されるとともに、株式会社ラック取締役CTOの西本逸郎氏より、「組織化したサイバー攻撃実態の考察と対抗策」東京オリンピックで見せたいIoT時代を見据えて」を題目とした記念講演が行われました。



**わが町自慢**  
若桜町では、農産物などに甚大な被害を与えるシカやイノシシを有害鳥獣として捕獲・処分し、その肉を精肉や加工品として有効活用しています。さらにもう一歩踏み込んで、シカの皮を利用したものが町内にあり、革工房「Dear\*Deer」が、シカの皮は、宝石などを磨くセーム革にも用いられる高級素材。わが国に古くから伝わる「白なめし」技法を駆使して、財布や鞆をはじめとする革製品を製作しています。最近では、製品を求めて県外から訪れる人も増えています。

この「若桜学園」に通う児童・生徒は現在約170名。発育段階を考慮して3つのブロック（1～4年／5～7年／8～9年）に分けた4:3:2制という新しいシステムを取り入れています。一貫校という環境を生かし、教職員もチームティーチングなど一体となった

豊かな森に囲まれて建つ、黒い瓦風の屋根と白い壁の建物。「若桜学園」を初めて訪れる人の誰もがその施設に見とれるはずです。この「若桜学園」は平成24年に開校した、小学校と中学校で校舎や敷地を共用する施設一体型の小中一貫校。もともとは平成12年に中学校の校舎として建設され、「若桜学園」の開校に合わせて、過疎対策事業債を活用して改築を施しました。

独自の教育に取り組む学園  
9つの学年が交流  
小中一貫校「若桜学園」

子どもたちの弾む笑顔とSLは  
活気あふれるまちづくりの象徴



後期ブロック(8~9年生)の化学実験風景



前期ブロック(1~4年生)の給食配膳の様子



児童生徒会 あいさつ運動



中期ブロック(5~7年生)の音楽授業風景



異学年交流授業



とで、児童や生徒の規範意識を向上させ、また、自尊感情が高まることも期待しています。

「若桜学園」が力を入れるもう一つの教育テーマが「自分の思いや考えを表現しよう」というもの。かつて保護者アンケートなどで「もっと子どもたちに表現力をこいたった声があり、それに応えるための取組を行っています。こうした若桜町の独自の教育環境の下で学びながら、子どもたちは逞しく育っています。

教育に取り組んでいます。

また、一貫校の特長としてあげられるのが異学年での交流活動や合同学習。下級生の子どもたちは上級生と接することで身近な目標をもつことができ、上級生は頼りにされることで責任感が養われます。異学年交流を行うこと

## 鳥取県

# 若桜町

子どもたちの豊かな感性を磨く教育と育成に力を注ぐ姿勢。  
今、まちには未来を育てようとする活気があふれています。

黒い瓦風の屋根と白い壁が印象的な若桜学園校舎

### PROFILE

人口…3,643人（平成26年6月1日現在）  
面積…199.31km<sup>2</sup>  
H P…<http://www.town.wakasa.tottori.jp>

### 若桜町の歴史

若桜町は、鳥取県の東南端に位置し、兵庫県と岡山県に接しています。町の中央部を八束川が流れ、この川に沿って鳥取市と姫路市を結ぶ国道29号線が走っています。中国地方で二番目の高峰、氷ノ山を東に仰ぎ、歴史と文化の香り高い町でもあります。「若桜」の名の由来は、大和時代にまでさかのぼるといわれています。やがて若桜鬼ヶ城とともに城下町が生まれ、その後も宿場町として栄えました。町の中心地には現在もその面影が色濃く漂い、風情のある町並みは豊かな自然とともに若桜町ならではの観光資源となっています。

地方の  
かがやき



# 郷土EYE

## 350年の 伝統をもつ 若桜神社大祭



若桜神社大祭は、古くから近郷の大社として崇敬される若桜神社のお祭りです。近年では、隔年で5月3日を例祭日としています。万治2年(1659年)、鳥取藩主池田光仲により三面の能面が寄進され、御幸祭が許されたことが由来と伝えられています。

大祭は、前日の朝から町内の各戸にしめ縄が張られ、祭り気分を盛り立てます。大祭当日は、午前0時の一番太鼓で始まり、式典や舞の奉納などの後、神輿や行列が町中を練り歩きます。そして、クライマックスは夜8時頃、十数本の松明に導かれて二百余段ある若桜神社の石段を三体の神輿が一気に駆け上ります。さらに境内で神輿がぶつかり合い、「チョンヤセ」のかけ声と神楽の音が神社の森の間に響きわたる様子は、勇壮かつ神秘的です。



威風堂々とした若桜学園の校門



手動式転車台に乗り方向転換をするSL C12-167号



運動会の様子



わかさこども園



老人クラブとの交流



清掃活動  
(若桜スマイルプロジェクトの様子)



春の因州若桜さくら祭りの様子



因州若桜さくら祭り  
SLトロッコ車両の  
乗車体験



若桜駅SL設置募金を  
寄せられた方々の  
ネームプレート



桜の下のC12-167号の勇姿

充実した子育ての環境整備  
町を上げて積極的に  
子育てを応援

この独自の教育環境とともに、同町が積極的に取り組んでいるのが、子育ての環境整備です。今、全国各地の市町村が抱える少子高齢化の悩みは若桜町も同様で、町民の約40%を高齢者が占め、子どもたちも年々減少。この現状を改善するために子育て環境の整備と支援体制に力を入れて、独自の町おこしを進めています。

この環境整備の一環として、平成25年に保育園と幼稚園を一元化した「わかさこども園」を開園しました。当園は、3歳未満の保育部、3歳以上の幼稚園、就園前の子育て家庭などを支援する子育て支援部の3つによって構成されています。「若桜学園」との交流も盛んで、保育園から中学生の年代まで、子どもたちの成長を一貫して見守る教育体系を整えています。

さらに、子育て支援の施策も充実させています。未熟児の養育医療助成から高校生への通学助成金まで様々な制度を整え、町民の子育てを応援しています。

観光資源としての若桜鉄道  
町おこしに貢献する  
蒸気機関車

若桜町の玄関口となるのが、若桜鉄道の若桜駅です。昭和5年に開通した若桜線の終着駅で、現在は第三セクター方式によって運行されています。駅の構内には駅舎をはじめ手動式転車台や給水塔など開通当時の設備が残されており、国の有形登録文化財として登録され地域の貴重な歴史的遺産となっています。

そしてなによりも注目の的としてその存在感を放っているのがC12型蒸気機関車です。若桜鉄道では昭和40年代前半まで蒸気機関車が走っていました。このC12型蒸気機関車もかつて若桜線で活躍していた車両です。様々な展示されていますが、平成19年に里帰りしました。現在は、石炭でなく圧縮空気によって走行し、構内に敷かれた200mほどの線路で観光用に運転されています。

故郷に帰ったこの蒸気機関車の人気はとて高く、若桜町とタイアップした春秋のイベントでは1日に約3千人

の人々が訪れます。鉄道ファンばかりでなく、家族連れが多いのも特徴です。イベントでは、機関車が引くトロッコに乗車できるほか、運転体験も楽しめます。大きな汽笛とともに力強く走り出す蒸気機関車は想像以上の迫力。子どもたちはその姿を目の当たりにして大喜びするそうです。

この機関車や線路などの設備の復元に向けた取組は、若桜町をはじめとするたくさんの人々の募金とボランティア活動で支えられています。今は駅構内での試験運転の段階で、蒸気機関車として完全に復元され実際に運行できるようになるまでには、まだまだ多くの労力と時間がかかるとのこと。地域の人々の夢を乗せ、若桜駅から蒸気機関車が力強く走り出す日を目標に、これからも地域一体となって取り組みます。



若桜鉄道 若桜駅

# データサイエンス・スクール

## 統計力向上サイト



### 「データサイエンス・スクール」は、

パソコンやスマートフォンなどでデータの活用方法や統計に関する知識を気軽に学べるオンラインの統計講座です。

「ビジネスに役立つ統計講座」、「プレゼングラフ作成のポイント」、「出来る人のビジネス活用術」等のビジネス活用編と「あなたの統計力」として基礎的な統計講座とテストを組み合わせたコンテンツを提供します。

「あなたの統計力」では、統計検定に対応した学習も進められますので、是非ご活用ください。



総務省統計局

データサイエンス・スクール

詳しくは「データサイエンス・スクール」をご覧ください。

<http://www.stat.go.jp/dss/>